

平成十七年七月二十六日受領
答 弁 第 九 九 号

内閣衆質一六二第九九号

平成十七年七月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員田中慶秋君提出高速道路利用料金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中慶秋君提出高速道路利用料金に関する質問に対する答弁書

有料道路の通行料金に係る車種区分については、過去の道路審議会の答申を踏まえ、車種間の負担の公平性やそれぞれの有料道路の利用状況、特性等を考慮して、適切に設定されているものと考えている。

御指摘の首都高速道路の通行料金に係る車種区分については、料金徴収手続を効率的に行うことで首都圏における大量の交通の円滑な処理を可能とするため、二車種に簡素化されているところであるが、今後、

「ノンストップ自動料金支払いシステム」（以下「ETC」という。）の活用により料金所の処理能力の向上が図られると見込まれることから、ETCの普及状況等を踏まえつつ、車種間の負担の公平性を一層確保する観点から、検討を行う必要があるものと考えている。